

重が高い一方で、大正・昭和戦前期、とりわけ「十五年戦争期」(或いは「ファシズム期」、「総力戦期」、「準戦時下・戦時下」)に対する関心度が著しく低いとして、そこに「近代宗教研究の脆弱さがある」と指摘していたが、これも近年、先の畔上や昆野、阪本是丸などの研究が開始している。

そこで本パネルでは、「国家神道」(近年における研究の進展に伴い、逆にその定義は混迷を極めているため、ここではあえて概念規定はひとまず棚上げしておく)研究の現状(到達点)を踏まえつつ、これまで比較的手薄であった時期における個別課題の考察を通して、次なる研究段階への展望(主に神道史が蓄積してきた制度史的な基礎研究の成果を共有財産とした上での社会的・思想的の研究)を試みることを目的とした。

具体的には、昭和戦前期の神社・神道における「公共性」と「宗教性」の相剋を主題として、新たな「国家神道」研究への足掛かりにすべく、藤田大誠の司会のもと、齊藤智朗・藤田・藤本頼生・昆野伸幸による四発表の後、小島伸之がコメントを行い、討議を行なった。

小島からは、当該時期の著名な神道人である今泉定助に対する評価の問題(彼の言説が特に「抑圧的な議論」であったか否か)、神祇院が実施しようとした神社(無格社)整理の要因の問題(経済的なものか、思想統制的なものか)、さらには齊藤発表が提示した「国家神道」研究の展望(特に「神社非宗教論」や「国民の神社崇敬・信仰」の観点)において他の三発表はどのように位置付けられるのかという問題が提起され、各発表者が回答した。また、フロアからは、本パネルでは神社神道

に係わる制度や思想の検討に限定されているが、「国家神道」研究において、神社神道研究の比重、或いは皇室(宮中)祭祀や靖國神社(戦没者慰霊)などの要素を如何に考えるのか、という問い掛けがなされた。これに対し発表者らは概ね、個々の具体的な歴史的研究の成果からいえば、これらの要素を全て含んだ広い外延を持つ「国家神道」概念には疑念があり、それよりも神社神道、皇室祭祀、靖國神社の相互関係に着目しつつ、当時の「理想」と「現実」を踏まえた議論こそ必要との見解を示した。討議は活発に行なわれたが、想定していた昭和戦前期における「社会的抑圧性」と「国家神道」との係わりについての議論にまでは至らなかったことが惜しまれる。

### 神祇伯白川家と伯家神道

代表者 山口剛史

コメンテータ 幡鎌一弘

司会 井上智勝

### 諸国門人帳にみる白川家の門人

金光 英子

### はじめに

白川家とは、神祇官の長官で、朝廷の儀式や御拝作法を天皇・皇族・摂家に伝授するとともに、全国の神社を支配していた。室町時代以降は、神祇官の次官であった吉田家が台頭し、

白川家は朝廷の儀式や御拝作法を伝授するにとどまるようになっていった。

#### 『諸国門人帳』の作成

江戸時代初期に白川家が支配できたのは、松尾社・稻荷社・大原野社・廣田社・日御碕社の五社にとどまっていた。さらに、寛文五年の諸社禰宜神主法度(神社条目)により「無位の社人は吉田家の許状を以て着用せよ」と定められたため、全国の無位の社人は、吉田家より装束着用の許可を得なければならぬこととなった。それゆえ、無位の社人はすべて吉田家の許可を得るようになったはずである。ところが、天明二年に再度、お触れを出している。それは、この神社条目どおりでなかったことを物語る。事実、相当数の社が、白川家に附属し、神主は入門していることが『諸国門人帳』でわかる。文化五年、時の神祇伯である資延王は四人の雑掌により、四冊の『諸国門人帳』を作成させ始めた。

#### 『諸国門人帳—古帳の写』

八年後の文化一三年には、『諸国門人帳—古帳の写』と『神社附属帳』を整えさせている。これによれば、慶長以後貞享までの約九〇年間には三社が、元禄の一七年間には七社が、その後の寛延までの約五〇年間には五四社が附属している。この直後に宝暦・明和事件が起こる。にもかかわらず、宝暦年間の一四年の間には四一社が、明和年間の間には二二社が増加している。『諸国門人帳』によれば、宝暦年間に七五件一六三人が、明和年間に九三件一四三人が入門している。この時、白川家は雅富王の時代で、白井雅胤が学頭、宝暦元年には白川邸内に八

神殿が再興され、宝暦四年には『伯家部類』ができてい。さらに、資延王は、竹内式部に師事し、森昌胤を学頭にしていた。

#### 『諸国門人帳 甲乙丙丁』

資延王の時代に作られた始めた『諸国門人帳』によれば、文化五年から慶応四年までに入門した門人は、二八八八名にのぼる。門人帳で職業の判明したものは約半数の一五二三名で、神主関係者九五三名、大工一六九名、百姓七八名、公卿六六名、武士五六名などである。これらの神主達は、ほとんどが無位であるのにもかかわらず、白川家へ初入門や継目入門なりして、烏帽子とか冠齋服などの装束着用の許状を受けているのである。

神社条目によれば、必ず吉田家より許状を得なければならぬはずの人々が、白川家より許状を受けるについては、吉田家との関係は避けがたく起こってくる。『諸国門人帳』のなかには、八四件に及ぶ吉田家との関係の記事があるのは、このことを物語っている。これらを一〇年毎にまとめてみると幕末の一〇年間が、激増している。

#### 寺社奉行の吟味を越えて

天保一一年五月、江戸に白川家は学寮を設置し、平田篤胤と齊藤義彦が学頭に補任された。しかし、翌一二年平田篤胤には、著述差し止めと国元帰還が命じられ、秋田に帰ることとなった。同年、井上正鐵が寺社奉行の命で揚屋入り、天保一四年関東執役代の南大路佐兵衛が、重追放、弘化三年江戸執役の内藤織部が軽追放となり、取調中の下役の二人が死亡するなど、処罰されることが続いた。そのような中、工夫をこらしながら白川家への入門者は、増加し続けていった。白川家からの働き

かけもあつたが、庶民のなかにも白川家とつながりたい要求もあつたと考えられる。

### 白川家の社勸遷と位階執奏

石川 達也

近世期に神社、神職を支配していた吉田、白川両家のうち、吉田家は寛文五年(一六六五)の神社条目により全国の社人に對し装束許可などを通じて支配を及ぼした。一方の白川家は、主に朝廷儀式の執行や伝授を中心としており、当初は一般的な神社への執奏や勸遷は少なかった。しかし、近世後期には白川家も地方へ展開するようになり、その対象は吉田家の後発であるが故に、專業神職だけではなく商人、職人や農民などにも及んだ。特に、神社勸遷については、白川家が執奏家を務める伏見稻荷神社の影響か、稻荷大明神が非常に多くみられる。

このような白川家の社勸遷と神職位階の執奏については、金光図書館所蔵の「諸国勸遷留」、「筆鏡」、「諸国願書并証文留」、「諸国執奏留」(享和二年(一八〇二)―明治元年(一八六八)、合計三十三冊)の白川家関係資料の検討が非常に重要になってくる。先行研究によれば、諸国からの勸遷の出願は、文政十年(一八二七)から急増し、それ以降は毎年ほぼ一〇〇件(二〇〇件)の出願があり特に文久三年(一八六三)には一四〇件と最多を記録している。勸遷の規模は、「村方鎮守」「敷地鎮守」「家神棚」などがあり、勸遷以外にも「額」(染筆)や「御祈禱」(御守)の希望もあり、これらも勸遷と同様に時代が下るに従い増加していく。この背景には、「申次」と呼ばれる

仲介者の存在がある。彼らは、白川家の門人、出入商人、旅籠、飛脚問屋など様々な立場であるが、いずれも白川家に認められ諸国の願書を取り次いでいる。出願国数では、武蔵国、相模国が突出して多いが、これは仲介を白川家関東役所(執役所)が行っているからであろう。仲介者は多様な立場であり、その取り扱う地域や内容について今後更なる検討を加える必要がある。

白川家側の記録である「勸遷留」には、神名の他に、「村方鎮守」、「屋鋪鎮守」などの種別、「官金」と称する必要経費の金額、「願主」と「申次」という仲介者の名前が記載されている。一方それに対応する白川家からの勸遷状や副翰(添状)には、何の神を勧請したかの他に、祭祀を怠慢なく行い永世尊信を尽くせば五穀豊饒、子孫永久の幸いがある旨の記載がされる。ほぼ同一の文章であるが、「村方鎮守」の場合は「村中繁栄」、「敷地鎮守」の場合は「家門繁昌」といった具合に、それぞれに適応した文言に置き換えられる。これら白川家から発給された文書は地域に伝存している場合もあり、併せて見ていく必要がある。本報告では、「勸遷留」に記載のある十一件をはじめとして、関東地方(埼玉・群馬・神奈川)の若干の事例を紹介する。

「勸遷留」の存在しない享和二年以前の資料からは、江戸前・中期における白川家の活動を知ることが出来るが、その数はそれほど多くはない。しかし中には、安永二年(一七七三)には、吉田・白川両家に出願し、後に白川家の支配を受ける(後期に門人となる)ことになる相模国大住郡の大工(大山阿夫利